

むろしんキャッシュカード取引規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は2023年3月6日(月)より「むろしんキャッシュカード取引規定」を下記のとおり改定させていただきます。改定により、「個人のキャッシュカードを狙った詐欺等によるカード被害は補償の対象となりません」ので、特殊詐欺による被害に遭わないよう十分ご注意ください。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

1. 主な改定内容(以下の下線部の条項を追加・変更いたします)

2023.03.06

むろしんキャッシュカード取引規定

第1条～第9条 (省略)

第10条(カード・暗証番号の管理等)

第1項 (省略)

第2項 カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。新規発行時、再発行時には生年月日・電話番号の組み合わせ、連続した番号(1 2 3 4等)、4桁の同じ数字等の他人に推測されやすい番号は暗証番号に使用できません。カードが、偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、本規定第11条、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第3項 振替および振込については、本規定第11条、第12条に定める場合を除き、当金庫所定の操作により取引を完了したときは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4項 カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第11条(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

第12条(盗難カードによる払戻し等)

第1項 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①～③ (省略)

第2項～第4項 (省略)

第13条(カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合、直ちに本人から当金庫所定の方法により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、本規定第11条、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

また、氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条～第18条 (省略)

偽造・変造・盗難カードによる払い出しにおける【**重大な過失または過失となりうる場合**】については次のとおりです。

なお、偽造・変造・盗難以外の詐欺・横領等によるカード被害は第11条、第12条の対象となりません。

(省略)

お客さまにご注意いただきたい被害が多発している特殊詐欺

●補償の対象にならないキャッシュカード被害の例

1. キャッシュカード手交型（詐欺）

警察官や銀行協会職員、デパート店員などを装い、「あなたのカードが不正に使われている。」「詐欺グループを捕まえたら、あなたの個人情報が出てきた。」などと電話を掛けてきます。その後、「あなたの口座が悪用されている。」「キャッシュカードを新しくしましょう。」などと言ってキャッシュカードを用意させ、ご自宅を訪れた警察官や銀行協会職員などを装う犯人が、キャッシュカードをだまし取る手口です。

2. キャッシュカードすり替え型（詐欺盗）

ご自宅に犯人が来るところまでは、キャッシュカード手交型と同じですが、すり替え型では、犯人が持参した封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いた紙を入れさせ、その後、開けられないように、「封印をするので、印鑑を持って来てください。」と言って、印鑑を取りに行かせ、お客さまが離れた隙に別のカードが入った偽物の封筒とすり替え、偽物のカードが入った封筒をお客さまに保管させ、本物のカードが入った封筒は犯人が持って行ってしまう手口です。

3. キャッシュカード切り込み型（詐欺）

犯人がお客さまの目の前で、キャッシュカードに切り込みを入れて「使えなくなった」ように安心させ（磁気部分以外を2～3cm切った程度では通常通り使用できてしまいます）、キャッシュカードをだまし取る手口です。

●特殊詐欺被害に遭わないためのご注意点

○警察官・銀行協会職員・デパート店員などが、カードの不正利用等を理由に、直接お客さま宅に伺い、カードを袋に入れ保管するよう指示したり、持帰ることは絶対にありません。キャッシュカードを他人に渡したり、使用されないよう厳重に管理してください。

○言葉巧みに暗証番号を聞き出そうとしますが、警察官・銀行協会職員などが、暗証番号をお聞きしたり、メモを封筒に入れさせたりすることは絶対にありません。暗証番号を他人に知らせたり、知られないように注意してください。

上記のような場合は、すべて特殊詐欺です。ご家族や、110番通報、最寄りの警察署に連絡してください。キャッシュカードや暗証番号はお客さまご自身で厳重に管理してください。